

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【地域の現状】

若狭町（総面積 178.65 km²、人口 13,353 人（令和 7 年 1 月 1 日現在））は、若狭湾国定公園やラムサール条約指定湿地である三方五湖等の美しい自然景観に囲まれ、世界標準となった水月湖の年縞や日本遺産プレミアムに全国初選定された鯖街道熊川宿等の豊かな歴史文化を継承する地域であり、このような地域資源を活用した観光を主体とした町づくりを進めてきた。

観光サービス業は、若狭町と美浜町に跨るレインボーラインの開通（昭和 43 年）により、観光客数が急増したことに伴い、旅館、民宿、飲食店や観光物販店が増加し、観光地として発展をし、現在に至っている。

【地域の課題】

豊富な観光資源に加え、福井梅、瓜割名水、熊川葛、山内かぶら等の特産物や海産物等の多くの観光資源を有しながらも、観光施策や情報発信に統一性がなく、地域資源の魅力が十分に発信できていない。

また、今日の多様化するニーズ、地域間競争の激化によって観光客数が減少し、町内の産業や地域経済に深刻な影響をもたらしている。このような状況の中で、どのようにして小規模企業を維持発展させ、町の振興を図っていくのかが課題となっている。

(2) 目標

少子高齢化や若年層の流出による人手不足、働き方改革への対応等の影響により、厳しい事業環境が続くことが予測される町内中小企業者に対し、積極的に生産性の高い設備へ投資し、生産性の向上を図る取組ができる環境を提供し、競争力強化による持続的発展に寄与することを目標とする。

（目標件数）

先端設備等導入計画認定件数 10 件（2 年間）

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

若狭町の産業は、観光サービス業、農林水産業、製造業、各種サービス業と多岐

に渡り、多様な業種が町の経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域は、町内全域とする。対象地域を広く設ける理由は、町内に広く先端設備等の導入を後押しすることで、事業者の競争力強化による企業の持続的発展と町内全体の振興を期待するためである。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業は、限定しないものとする。

対象業種・事業を限定しない理由は、業種・事業を問わず、広く先端設備等の導入を後押しすることで、町内事業者の競争力強化による企業の持続的発展と雇用環境の改善を図ることを期待するためである。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税完納者に限る。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。